

社会福祉法人聖明福祉協会 聖明園曙荘

視覚に障害をもつ高齢者が暮らす老人ホームの先駆け

SEIMEI WELFARE ASSOCIATION, SEIMEIEN AKEBONO HOME

Pioneering nursing home for elderly people with visual impairments

○古賀政好*¹, 梅津開*², 村川真紀*³, 山田あすか*⁴

KOGA Masayoshi, UMEZU Kai, MURAKAWA Maki and YAMADA Asuka

SEIMEIEN AKEBONO Home, established in 1964, is Japan's pioneering nursing home for the elderly with visual impairments, catering to those who are independent in personal care, laundry, and financial management without needing caregiving. The home is designed to ensure safe and independent living environment based on the founder's experience with visual impairment. The facility, reconstructed in 1994, features ensuite private rooms, handrails and braille blocks as safety precautions, and thoughtful conveniences to facilitate daily living. It provides homely atmosphere where residents can experience sense of seasonality and appreciate art.

Keywords : nursing home for the elderly with visual impairments, rules of daily living, safety, ease of understanding

盲養護老人ホーム, 生活のルール, 安全性, わかりやすさ

1. 施設概要

- ・所在地 東京都青梅市根ヶ布2丁目722番地(図1)
- ・施設種別 盲養護老人ホーム
- ・運営者 社会福祉法人聖明福祉協会
- ・開設年 1964年
- ・建設年 1994年(改築)
- ・敷地面積 4,484.56㎡(法人延敷地面積 22,681.55㎡)
- ・延床面積 4,190㎡
- ・構造 RC造3階建て
- ・定員 100名
- ・現員 94名(2023.12現在)
- ・全職員数 32名[常勤27名・非常勤5名](2023.12現在)
- ・対象者 原則として65歳以上で、視覚に障害あり身の回りのこと(掃除・洗濯・金銭管理等)が自立しており、介護を必要としない人



写真1 外観



図1 立地

*1 株式会社竹中工務店/東京電機大学未来科学部建築学科
非常勤講師・博士(工学)

*2 東京電機大学未来科学部建築学科 学士課程

*3 東京電機大学未来科学部建築学科 研究員・博士(工学)

*4 東京電機大学未来科学部建築学科 教授・博士(工学)

*1 Takenaka Corporation / Part-time lecturer, Dept. of Arch., School of Science and Tech. for Future Life, Tokyo Denki Univ., Dr. Eng.

*2 Bachelor's Program, Dept. of Architecture, School of Science and Technology for Future Life, Tokyo Denki Univ.

*3 Researcher, Dept. of Architecture, School of Science and Technology for Future Life, Tokyo Denki Univ., Dr. Eng.

*4 Professor, Dept. of Architecture, School of Science and Technology for Future Life, Tokyo Denki Univ., Dr. Eng.

2. 運営概要

聖明福祉協会創設者の本間昭雄会長は、自身が視覚障害当事者である。医師を志して勉学に勤しむ中での中途失明を経て、視覚障害者の生活環境の向上に寄与しようと、視覚障害者支援を目的とする聖明福祉協会の立ち上げ（昭和30年、1955年）や施設整備を行ってきた。この中で、青梅市にある現施設敷地の土地を購入するとともに一部譲渡を受け、1964年に日本で初めてとなる視覚に障害のある高齢者のための盲人専用の軽費老人ホームが開設された^{注1)}。

2.1 施設入居の仕組みと関連施設群について

聖明園曙荘（以下、「曙荘」と略記）は、当初は自治体からの措置入所施設として開設され、障害程度・経済的な困窮者（低所得の人）が優先され自治体決定により入所する仕組みであった。現在でも措置施設の位置づけは継続されているが、多様な入居ニーズを受け容れるため入居者の8割が各自治体からの紹介で、2割は資産がある入居志望者でも入れるように自由契約枠としている^{注2)}。養護老人ホームは経済的に困窮しており精神的な理由などにより在宅生活が困難な高齢者の社会復帰を促す施設とされ高齢期特有の「介護」の提供は想定されていないが、実態としては軽度な生活上のサポートを伴うと共に、在宅復帰ケースはごく稀である。聖明福祉協会では、同一・隣接敷地に盲特別養護老人ホームの聖明園寿荘（以下、「寿荘」と略記）と、視覚障害者を必ずしも対象としないユニット型特別養護老人ホームの聖明園富士見荘（以下、「富士見荘」と略記）を運営している。これらの施設群は、人口拡大期の後に訪れ

た高齢化や家族での介護力の低下、障害者自立支援法や介護保険の導入などの社会とニーズの変化に伴って逐次増設されてきたものである（図2）。

2.2 入居者の自立生活のサポートについて

施設設立当初からしばらくは先天性の視覚障害の人の入居が多かったが、今日では中途障害で失明された方の入居が多い。中途失明の方は、それまで仕事や家庭での生活をしてきた人が糖尿病や緑内障、網膜色素変性症などの病気の影響で目が見えづらくなり入居する場合がほとんどである（逆に、事故での失明者や、先天性視覚障害が進行して失明したことによる入居の比率は低い）。視覚障害の程度や、失明した時点までの社会経験や知識が個々人で異なり、必要とされるサポートも様々で声かけの仕方もそれぞれに対応する必要があるが、基本的には言葉で伝える、触ってもらい理解してもらうことである。点字の理解や運用ができるのは入居者の2割程度で、中途障害だとコミュニケーションに点字を使わない人が多い。

入居者は職員のサポートのもとで自立生活をするが、自立したいと本人が思えないと大変な面がある。生活上のサポートとしては、例えば以下の通りである。

- ・薬の管理ができない人に…薬を30日分整理して、わかるようにする
- ・資産の管理…銀行が2社来ており、入居者自身で銀行員とやりとりをして管理している
- ・生活全般…クリーニングや電気屋（家電製品の販売や補修）、美容院には出張で定期的に来てもらっている
- ・洗濯物は自身で行うことになっており、洗濯室で洗濯

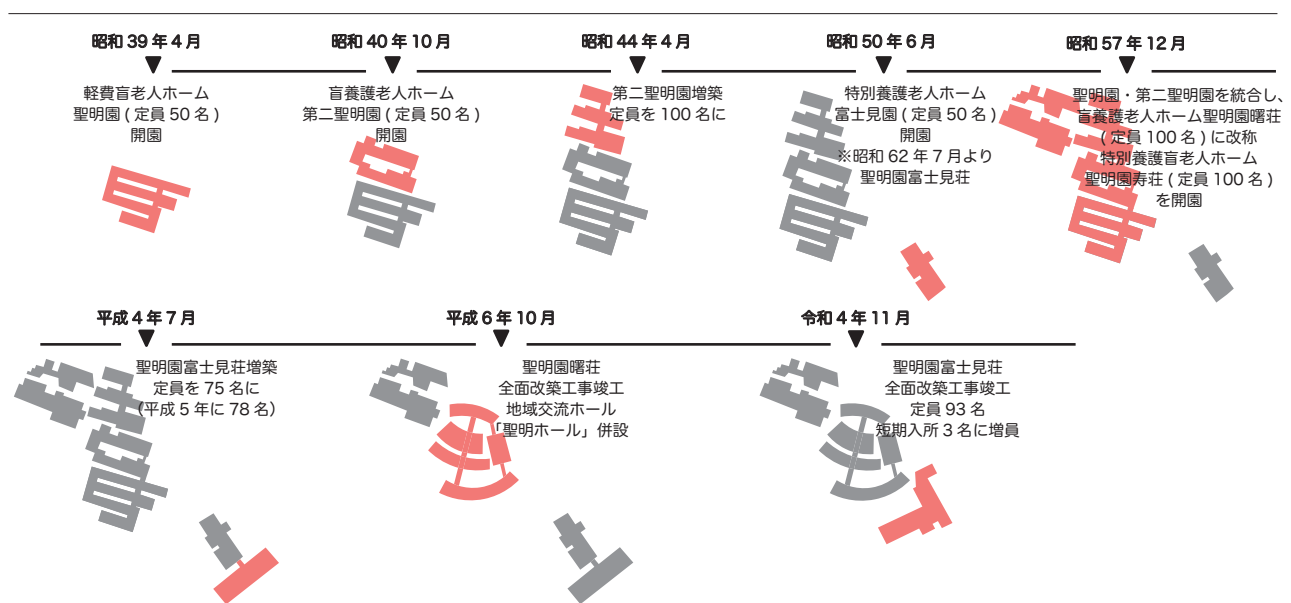


図2 法人と施設群の沿革

機を使うことができる（洗濯物干しは外にスペースがある）

- ・食事は食堂で3食が提供される

入居者は生活に慣れてくると、施設内の空間や設備なども覚えて適応していく。完全に自立している入居者とサポートが必要な入居者は、それぞれ半数程度である。必要な支援の程度は「要介護度」では測れないところがあり、要介護3で自立生活ができる人もいれば、排泄介助などが必要になりここでの生活が難しく、特養に転園する人もいる。

2.3 入退去について

■入居 入居理由には、「家賃が払えず立ち退き／視覚障害で在宅生活が困難／アパートの取り壊し／親族の転居／将来への不安」などがある。現在は入居待機者はいない。

■退去 入居者の中で退去を希望する人はいない。病気の為に寿荘・富士見荘へ転園したり、病院に転院したりする人がいる^{注3)}。入居者の多くは70代で入居し、7～8年程度生活する。入居者の中には提供される食事で元気になる人もいる。

2.4 利用圏域や利用の流れ

現入居者として北海道から鹿児島県まで全国各地からの入居者を受け入れているが、とりわけ関東圏が多い。利用までの流れは、①自治体から連絡→面談、②見学→自治体に連絡、措置手続き、③直接連絡（自由契約）

のパターンがある。近年はCOVID-19禍の影響で、病院からの面談希望があった際にオンラインで対応したこともあった。面談によって、自立した生活ができるかを確認してからの入居となる。制度上、「養護」の対象ではない人や、要介護状態と判断される介護（排泄介助、車椅子の利用など）が必要な人は入居対象外である。入居後に軽度介護が必要になった場合は対応しているが、入居前から要介護状態と判断される場合は、本人にとって環境への馴化に困難が予想されることから受け入れはしていない。入居にあたり、各自治体の福祉部署が審査を行い、措置の手続きを受ける必要がある。緊急措置の依頼もある。

3. サポート上の配慮点や工夫

施設内では禁煙以外に行動制限（飲酒や男女の部屋の行き来など）を設けておらず、自由に生活できる。予期せぬ事故防止のため、動作をする時には必ず声かけ（ドアを開ける時にはノックをして、「開けます」と言う（写真2）、廊下を横切る際は「渡ります」と言う、「立ち上がります」「しゃがみます」など自分の動作を予告する、など）を行うことで、入居者が周囲でどのような動作が起きているのかを把握することができる。また開けた部屋の扉を閉めて、危険を防止したり、入居者が方向を見失わないようにしている。

空間やものの位置関係を説明する際には、「2時の方

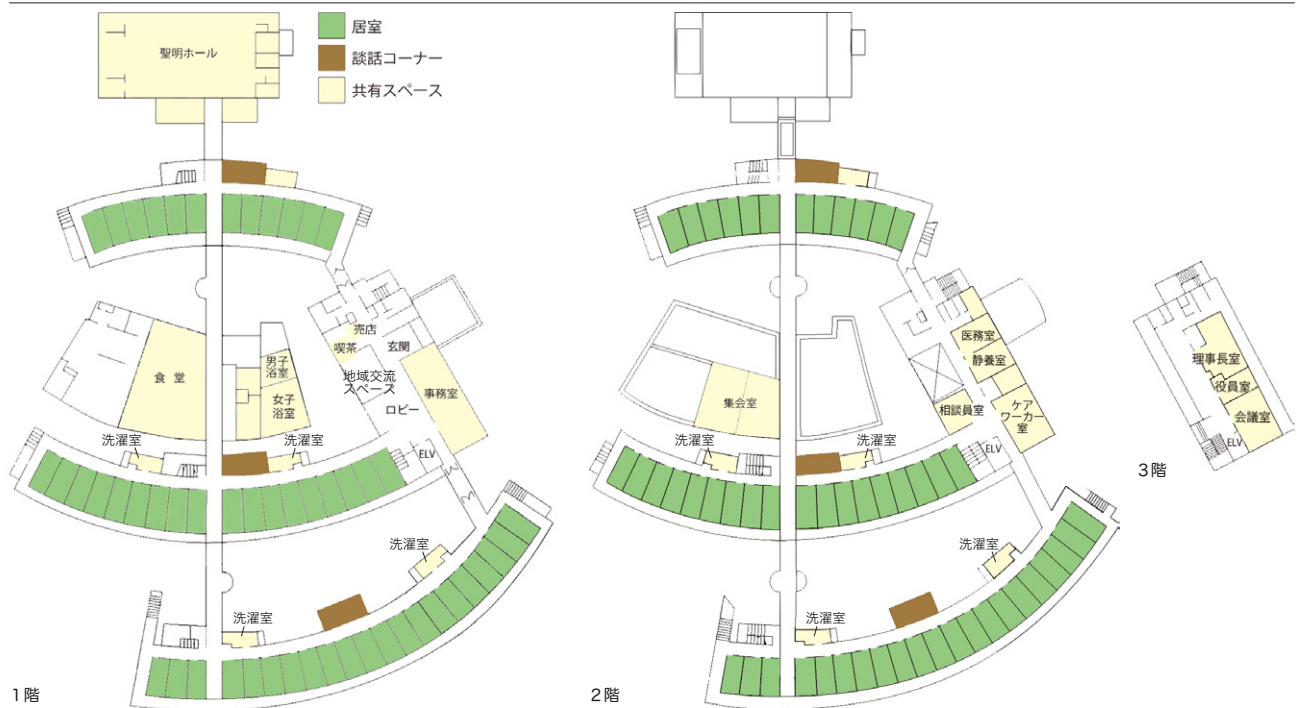


図3 施設平面

向に〇〇があります」など、時計の針に見立てて説明する（クロックポジション）。その人の経験によって空間理解の程度や馴化に掛かる時間は異なるが、ここで生活する上で必須となる、訓練室や浴室、食堂、事務所、相談室、ワーカー室などは利用頻度も高くその必要もあるので、入居者はみな覚えられている。認知症の人であっても、必要な諸室の位置や相互の関係は概ね覚えている。

4. 建物環境

本間昭雄会長自身が経験を踏まえて、危険防止のためのルールや空間構成がわかりやすいこと、位置確認できることが重要だと考え、施設計画に携わってきた（図3）。

4.1 創設者の建物への想い

■わかりやすいこと 目が不自由な人にとっては“わかりやすさ”（位置の確認ができること、今どこにいるかわからなくならないこと、危険が防止されていること）が大切である。前施設の老朽化により1994年に建て替えを行ったが、その際には自身の入院時の経験を活かして従来の病院のような片廊下型の基準階フロア構成で、明快な平面計画を参考にした^{注4)}。しかし病院そのままの構成では生活の場らしい雰囲気を作りにくく施設らし

さがあるため、「王」の平面形状を扇状としてできるだけ曲線で丸みを持たせた建物にし、全体を羽を広げた鶴のような構成とした。また、1階2階を同じ平面計画としてわかりやすくしている。

■安全なこと 1～2階の生活フロアの扉を引き戸とする／屋内外に手すりを張り巡らせて右側通行とする／柱などの角には丸みを帯びさせる／下る方面の階段には転落防止の防止柵を設ける／点字ブロックを敷設する^{注5)}など安全面に配慮している。

■個室であること 4～6人部屋の時代にあって、全室個室かつトイレと電話付き^{注6)}としたことは画期的であった。

4.2 場所ごとの空間・環境

■廊下 視覚障害者の施設では中廊下の空間構成を採用している施設もあるが、曙荘は片廊下で（写真3）、動線の重なりや衝突防止とともに音の干渉などが起こりづらい環境である。そのため自分の位置がわかりやすく、音に敏感な入居者同士のトラブルも少ない。また廊下の手すり^{注7)}には大小のビスを打ち、部屋番号がわかるようにしている（写真4、大きなビスが「5」、小さなビスが「1」を示し、この組み合わせで数字を伝えてい



写真2 ドアのノック



写真4 廊下の手すりのビス

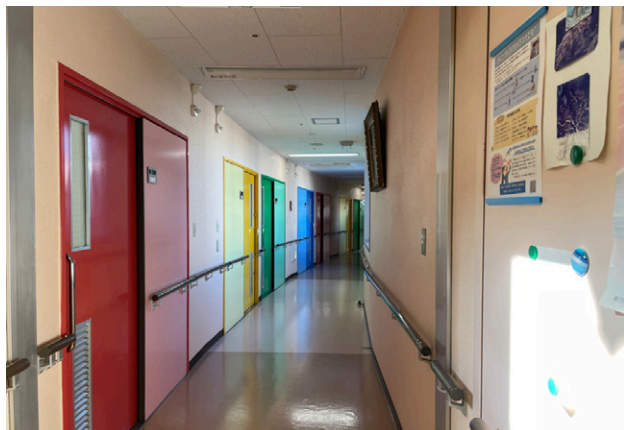


写真3 片廊下・カラフルな部屋の扉

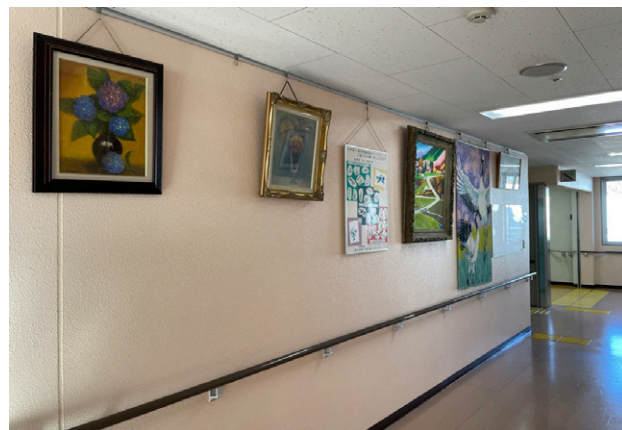


写真5 廊下の絵画

る)。さらに廊下には絵画を飾り(写真5)、目が不自由な人にも家庭的な雰囲気を感じてもらえる環境としている。全盲からぼんやり見える程度まで視覚の状態も多様であり、また働いている人にとっても殺風景な環境ではないことは重要な環境づくりであろう。

■階段 下りの階段には転落防止柵を設けている(写真6)。登る階段がどこにあるかわかるように、手すりの点字は登る方(右側)にのみ付けている。また点字による部屋名も、右側通行をルールとしているため右側から来ることを想定した位置である部屋の右側の手すりにのみ付けている(写真7)。このルールによって、方向や情報提示の位置がわかりやすく統一されている。

■個室 部屋の扉には明るさと視覚障害への配慮として鮮やかな色をドアごとに付けている(写真3)。また緊急入所に対応できるように、部屋にはカーテンや棚などの家具が備え付けてあり、入居者が覚えられる程度の広さになっている。入居初日にはまず個室のトイレの場所およびコールを覚えてもらう(写真8)。

■食堂 1階の左側に食堂(写真9)があるため進行方向右側(食堂の向かい)の手すりに亀の形をしたオブジェを設け、そのオブジェの反対側に食堂の扉があると

わかるようにしている(写真10)。各自の席は決まっており、入居者は食事時間中の好きな時間に来て、席に着くとスタッフが配膳し、一人ひとりに食事の説明をする(写真11)^{注8)}。入居者が食べ終わり離席したことを確認してから、スタッフが下膳する。

■洗濯室 洗濯物は入居者が各自で行うこととなっており、それぞれカゴを持っている。洗濯機の上にカゴが置かれていると「今は使われています(中に誰かの洗濯物があります)」,使い終わったら蓋を開けて「使えます」のサインとしている(写真12)。

■浴室 浴室にもカゴとビスがあり、衣類を脱いでカゴに入れる時にビスを確認し、そのビスの番号と同じ番号のシャワーを使う決まりになっている(カゴに衣類が入っていれば、誰かがその番号のシャワーを使っていることがわかる)。大体入居者ごとにどこを使うかが決まっている。入浴サポートが必要ない人は、20時半まで浴室を利用できる。

■談話コーナー 自動販売機を設置しており、押しボタンの上に点字シールを貼り(写真13)、ドリンクの種類が変わると放送でどの段に何が入ったかを知らせる。

■集会室 ピアノが置かれており、入居者が自由に弾

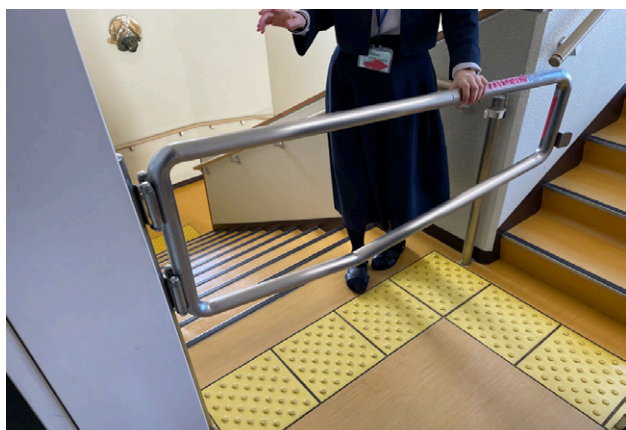


写真6 降り階段の落下防止柵

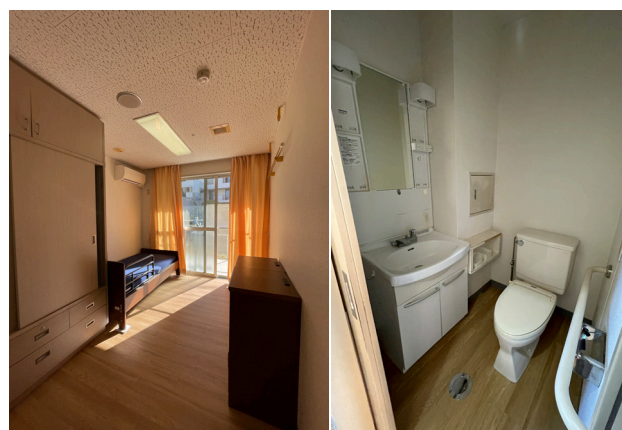


写真8 個室の設え・トイレ

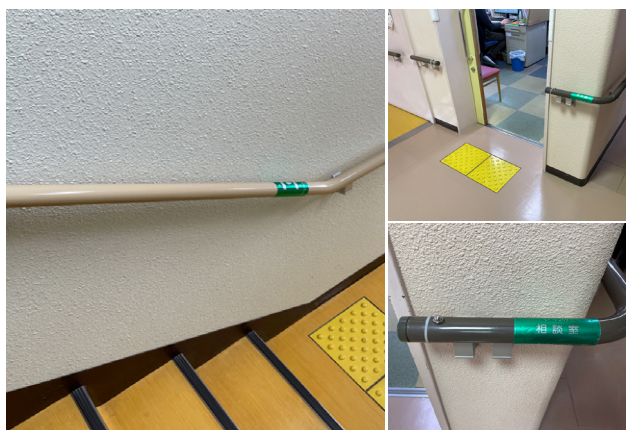


写真7 右側の手すりに設えられた点字

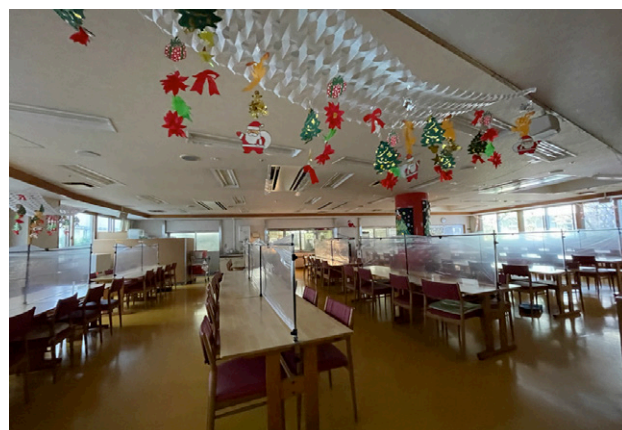


写真9 食堂

くことができる。この部屋は、傾聴ボランティアや行事にも使われる（写真14）。

■**聖明ホール** プロの演奏会やクリスマスコンサートなどの行事が開催される（写真15）。地域の小学生が来て交流する場でもある。直接外から入ることができるため、Covid-19 禍では家族との面会の場所として利用されている（視覚障害者特有の、「触って確認する」と感染症の拡大防止は相性が悪く、外から施設内に感染症を持ち込まないための面会制限が続けられている）。

■**地域交流スペース** 1階エントランス正面にあり

（写真16）、中でもコーヒーの自販機は入居者に人気がある。今では入居者が各自スマートフォンを持っているため使用頻度が高くないが、公衆電話もある。携帯電話がこれほど普及する以前には、「電話」は視覚障害者のコミュニケーション、他者とのつながりという趣旨で特別な意味合いがあった。いつでも使えるように公衆電話が設置されていることは、障害者を施設に「閉じ込めない」「隔離的でない」という理念の表れでもあったろうと拝察される。現在でもこの公衆電話は象徴的な位置づけとなっている。またクリスマスの飾りなど季節もの



写真10 食堂正面の手すりの亀の形のオブジェ



写真13 談話コーナーの自動販売機



写真11 食事の説明



写真14 集会室



写真12 洗濯室



写真15 行事を行う聖明ホール

の飾りをつけ、入居者との会話のきっかけとする（写真17）。さらに植栽を手すりと同じ高さに設け、手で触れて伝い歩きや触覚による鑑賞、香りを嗅ぐなどの楽しみを得られるようにしている（写真18）。

■事務所 スピーカーを設けており、ここに事務所があるとわかるように音のサインを出している（写真19）

■屋外 屋外にも手すりが張り巡らされており、敷地内を散歩できる。また屋外でも手で触れて、少しかがめば香りを楽しめる高さに花壇を設置している（写真20・21）。

5. まとめ

聖明園曙荘では視覚障害のある入居者が自立して生活ができるように、「ドアを開ける時はノックする／手すりを右側通行で利用する／動作をする時（のぼります、など）に必ず声かけをする」などの生活上のルールを決めている。視覚障害者の共同生活のための環境として、このような運営、ソフト面での配慮や相互の取り決めが非常に重要である。

建物環境面では空間構成としてわかりやすく動線的な混乱の少ない片廊下が採用されていることが特徴的で、



写真16 地域交流スペース



写真19 事務所の位置を知らせるスピーカー



写真17 地域交流スペースでのクリスマスの飾りつけ



写真20 屋外の散歩コースの手すり



写真18 地域交流スペースの手すりと同じ高さに設けた植栽



写真21 屋外の手で触れられる高さの花壇

トイレ付きの全個室であることは居住環境の質を補償する基盤となっている。ディテールとして、「手すりの右側に設けられた点字／入居者のエリアの扉の引き戸／柱の角のコーナー部の面取り」などの安全面への配慮とともに、「手すりのビスやオブジェで場所や部屋／色のついた居室の扉」などでわかりやすい環境を整えている。さらに「片廊下による音の干渉防止／廊下の絵画や季節ものの飾り付け」など、いかにも施設然としてしまわない家庭的な住まいとしての工夫もみられる。このような運用面と建物環境面での配慮や工夫が、入居者の安全で安心な暮らしを保障している。

謝辞

本報告のための調査は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 研究課題「視覚障害者の社会参加を見据えた住居支援方法についての検討（研究代表者：平塚義宗, 3230122G）」の一環で行われました。

注釈

注1) 青梅市で施設を開設する前は世田谷区で視覚障害当事者のための在宅サービスを行っており、今から60～70年前の法整備が整う前の先駆的な取り組みであった。青梅市へ移る際に土地を約1,000坪購入したが敷地へのアクセスができない土地であったが隣の地主の理解でアクセスのための土地を譲り受けることができた。徐々に山を整地していき、多くの人たちの協力のもと開設した。

注2) 自治体で措置してもらえずに入れない人もいる。措置の人は収入で利用料が異なり、障害基礎年金など約半分を自治体に納める。自由契約の人は現在4名で、月20万である。自治体からの措置の人は第三者チェックが入るが、自由契約だと相談したい時に第三者に入ってもらえないため、任意後見制度などを利用して頂いている。

注3) 2023年12月8日現在において、入院後死亡4名、特養転園3名（寿荘2名・富士見荘1名）、在宅復帰1名である。

注4) 本間昭雄会長が当時入院していた病院の建物が「王」の形状で、1～3階まですべて同じ平面でトイレもエレベータも同じ場所で位置を確認しやすく、わかりやすい作りであった。

注5) 当時は岡山県で発明された点字ブロックが全国に普及しつつある時期だった。今では世界中に点字ブロックが輸出されている。

注6) 今のような携帯がない時代に固定電話は視覚に障害のある人が情報を入手するための重要なアイテムであった。

注7) 手すりは常に手で触るため Covid-19 前から1日3回ほど消毒をして清潔を保っている。

注8) 食事はお盆に乗せて配膳し、時計の針に見立てて、1時に緑茶、3時にチーズ、7時にフィッシュサンド、11時にコーンサラダ、のように説明する。目で見てわかる人もいるが、色味も伝える。見えない人に特化した献立ということではないが咀嚼の状態に合わせており、おかずを常食や刻み、極刻み、とろみをつけたりと入居者各々の状況に合わせて準備する。献立は10日ごとに配る。1日に3食が提供されるが料理をしたい人もおり、炊飯器での菓子づくりなど個別に対応している。